

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第27号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 2条の見出し中「及び病床数」を削り、同条中「における条例第 2条第 2項第 1号の障害者支援施設としての定員は」を「の定員は、」に改め、「とし、同項第 4号の病院としての病床数は80床」を削る。

第 3条を次のように改める。

第 3条 削除

第 4条の見出し中「診療時間等及び」を削り、同条第 1項を削り、同条第 2項中「入院又は」を削り、「者」の次に「（以下「入所者」という。）」を加え、「外来事務」を「入所者外事務」に改め、同項を同条第 1項とし、同条第 3項中「前 2項」を「前項」に改め、「診療時間等を変更し、又は」を削り、「外来事務」を「入所者外事務」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項を

同条第 2 項とし、同条第 4 項中「に定める診療時間等以外の時間及び第 2 項」を削り、「外来事務」を「入所者外事務」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

第 5 条から第 7 条まで 削除

第 8 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 1 項第 1 号の 2 イ」を「第 5 条第 1 項第 2 号イ」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「、第 1 号の 2 及び」を「及び第 2 号並びに」に改め、「（施設入所支援等に係るものに限る。）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 11 条中「リハビリセンターに入院又は入所している者（以下「入所者等」という。）」を「入所者」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 13 条中「入所者等」を「入所者」に改める。

第 15 条の見出しを「（入所の拒否及び退所）」に改め、同条第 1 項中「診療若しくは入院又は」を削り、同項第 1 号中「入所者等が、」を「入所者が」に改め、「又は病床数」を削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「又は精神的障害」及び「入院又は」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「入所者等」を「入所者」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「入院している者に対し退院を命じ、又は」を削り、「入所している者」を「入所者」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「入院又は」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 2 号」に、「第 4 号」を「第 3 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 21 条中「第 5 条第 1 項第 4 号」を「第 5 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 22 条第 1 項中「第 5 条第 1 項第 4 号」を「第 5 条第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定する使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免申

請書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 減免を受けようとする事由
- (2) その他市長が指定する事項

別表中

「

全面を専用する場合	800円	800円	1,600円	1,000円	1,800円	2,600円
-----------	------	------	--------	--------	--------	--------

を

」

「

全面を専用する場合	300円	300円	600円	400円	700円	1,000円
-----------	------	------	------	------	------	--------

に改

」

める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前の診療、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は居宅介護支援に係るこの規則による改正前の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。